

法令適用事前確認手続 回答通知書

平成25年3月11日

新潟精機株式会社

代表取締役 五十嵐 利行 殿

製品安全課長

平成25年2月13日付で別添により照会のあった件について、下記の見解を回答いたします。

照会対象法令(条項)の

対象となる / 対象とならない

本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

なお、本回答の根拠となる照会対象法令(条項)の解釈は、以下のとおりです。

記

電気用品安全法(昭和36年法律第234号。以下「法」という。)では、電気用品安全法施行令(昭和37年政令第324号。以下「令」という。)別表第一の上欄及び別表第二に定める電気用品の製造又は輸入を行う者に、同法第3条に基づく事業の届出を求めています。

御社にて輸入を予定されている製品のうち、「(1)ハロゲンランプ電球を光源とした照明装置」は、令別表第二に定める「その他の白熱電灯器具」に該当しますので、輸入にあたっては事業の届出が必要です。

御社にて輸入販売しようとする製品が令別表第二で規定する電気用品に該当するか否については、以下の通りです。

(1)ハロゲンランプ電球を光源とした照明装置 本体

当該製品は、ハロゲンランプの光源を集光し、その光がフレキシブルケーブル内を通過し、ケーブルの先端にあるレンズから光が出て対象物を照らすものです。これは、光を集め対象物を照らすという「投光・投射に用いられる照明器具」であると言えます。また、当該製品は、ハロゲン物質を封入したガラス球内の細い抵抗線に電流を流して、その発熱によって生じる光を利用しています。そのため本製品の光源は「白熱灯」です。

「投光・投射に用いられる照明器具」のうち、「白熱灯」を光源としたものは、令別表第二で規定する電気用品名「その他の白熱電灯器具」に該当します。したがって、当該製品は、電気用品として規制の対象となります。

(2)交換用ハロゲンランプ 単体

当該製品は、接続器を介して供給される直流電源によって動いています。

令別表第二では、電気用品として扱われる「光源及び光源応用機械器具」の要件として「交流の電路に使用するものに限る」としています。

当該製品は、交流の電路に用いないものであるため、電気用品に該当しません。

(参考)

■電気用品安全法(抜粋)

(事業の届出)

第三条 電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業省令で定める電気用品の区分に従い、事業開始の日から三十日以内に、次の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。(略)

■電気用品安全法施行令(抜粋)

別表第二

九 光源及び光源応用機械器具であつて、次に掲げるもの(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。)

(略)

(一一) 電気スタンド、家庭用つり下げ型蛍光灯器具、ハンドランプ、庭園灯器具、装飾用電灯器具(口金のない電球又は受金の内径が一五・五ミリメートル以下のソケットを有するものに限る。)その他の白熱電灯器具及び放電灯器具(防爆型のものを除く。)

(略)

■電気用品の範囲等の解釈について(平成 24・03・21 商局第 1 号)(抜粋)

一 共通事項

(3) 直流を電源とする機械器具であつて、器体の外部にある直流電源装置によつて変換された電気をさらに接続器(容易に取り外しのできるものに限る。)を介すことにより電源として用いるものは、交流の電路に用いないものと解釈し、対象外として取り扱う。

(略)

三 特定電気用品以外の電気用品

8. 光源及び光源応用機械器具関係

(9) 「電気スタンド」とは、ハンドランプ、庭園灯器具及び装飾用電灯器具以外の電灯器具であつて、卓上スタンド、フロアスタンド等のように電源に接続した状態で、他の場所に容易に移動させることができる電灯器具(水槽の内部等に取り付けられるものを除く。)をいう。ただし、舞台、スタジオ等において投光・投射に用いられる照明器具は、「その他の白熱電灯器具」、「その他の放電灯器具」又は「エル・イー・ディー・電灯器具」として取り扱う。

電子発光体が「電気スタンド」その他に光源として用いられる時は、該当する電気用品の電気用品名をもって取り扱うこととする。